

平成 15 年 4 月 17 日
内閣府構造改革特区担当室

構造改革特別区域計画の第 1 弾認定について

平成 15 年 4 月 1 日(火)から 14 日(月)までの間に受付を致しました、地方公共団体等から申請された構造改革特別区域計画について、第 1 弾の認定を行う 57 件を決定致しました。

4 月 21 日(月)に首相官邸において認定式を開催し、認定された特区計画の申請主体の代表者に対して、小泉総理から認定書を交付することとしております。

申請計画数 : 129 件 (申請主体数 : 111 団体)

第 1 弾認定計画数 : 57 件

*) 詳細については、別紙のとおり

構造改革特区の第1弾認定について

平成15年4月17日
内閣府構造改革特区担当室

4月1日から第1回目の構造改革特別区域計画の認定申請を開始し、4月14日までに111の団体から129件の構造改革特別区域計画が申請された。

これらのうち、今回、早い段階で提出され、構造改革特別区域法及び構造改革特別区域基本方針に定めた認定基準に照らして熟度の高い57件の構造改革特別区域計画を、特別に前倒しして認定した。

残る72件の構造改革特別区域計画についても、認定基準への適合性について引き続き審査を行い、5月中旬に第2弾の認定を行う予定である。

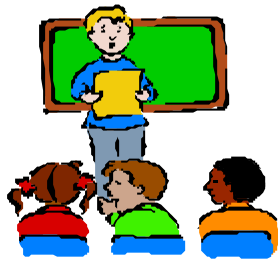
なお、第2回目の認定申請は、7月1日から受付を開始する。

また、2月27日の構造改革特別区域推進本部で決定された「構造改革特区の第2次提案に対する政府の対応方針」に基づいて追加された規制の特例措置については、構造改革特別区域法の一部を改正する法律案等関係法令等の整備を行った後、10月からの認定申請受付から対象となる予定である。

第1弾認定で実現した特区の例

1. 教育関係特区

太田外国語教育特区【群馬県太田市】



市と民間が協力して小中高一貫教育を実施する学校を設立し、国語等を除いた大半の授業を外国人教諭が英語で行うことにより、生きた英語や世界に通用する感性・国際感覚を身につけられるようにする。

(特区研究開発学校制度による教育課程の弾力化)

不登校児童・生徒のための体験型学校特区【東京都八王子市】



不登校児童、生徒を対象とした廃校利用による公立小中一貫校を設立し、習熟度別ステップ学習、多様な体験学習など特色ある教育課程を実施する。

(不登校児対象学校における教育課程の弾力化)

・平成13年に607人いた不登校児童・生徒を平成19年までに400人、平成24年までに300人に減少

2. 農業関係特区

うちのみ

小豆島・内海町オリーブ振興特区【香川県内海町】



加工サイドの企業自らが町内の遊休農地でオリーブの栽培に取り組むことで、小豆島産オリーブの実、葉等の生産から加工までを一体的に行う新しいビジネスの創出と遊休農地の有効活用を図る。
(農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入)
・平成20年までに約6haの遊休農地解消、生産・加工・観光合わせて4億円の経済効果

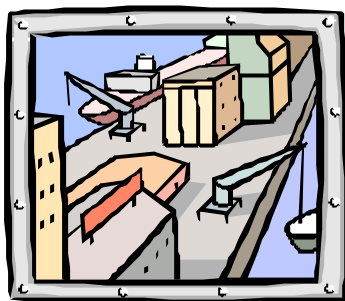
和歌山県新ふるさと創り特区【和歌山県】



農業体験、自然体験、歴史文化探訪等が一体となった総合体験型観光産業及び大都市圏への食の提供に関連した新規産業を創出するなどにより、「都市」と「農村」の交流を促進する。
(農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入、市民農園の開設者の範囲の拡大等)
・3年間で、観光客が5%増、Iターン者数が120人から約400人に

3. 国際物流関係特区

北九州市国際物流特区【福岡県北九州市】



環黄海における地理的優位性を活かし、響灘地区コンテナターミナルの完成等とあいまって、アジアにおける戦略的な産業立地環境を提供する。

(臨時開庁手数料の軽減、税関の執務時間外における通関体制の整備、電力の特定供給事業の許可対象の拡大等)

- ・年間貨物取扱量：40万TEU（平成15年） 100万TEU（平成20年）
- ・累積新規企業立地：28社（平成19年） 35社（平成24年）
- ・年間経済効果：約2,400億円（平成19年） 4,100億円（平成24年）
- ・雇用創出：約5,600人（平成19年） 10,800人（平成24年）

4. IT推進関係特区

ITベンチャー育成特区【兵庫県洲本市】



市が整備した光ファイバー網を活用し、情報通信環境の整備を促進することにより、動画等の大容量データをスムーズに扱えるサービス等を提供するITソフトベンチャーの育成、誘致等を図る。

(地方公共団体による電気通信事業者への通信回線の開放)

- ・CATVインターネット加入世帯数：約2,000世帯（現在）
約2,400世帯（1年後）

5 . 産業活性化関係特区

技術集積活用型産業再生特区【三重県、四日市市、四日市市港湾管理組合】



保安関係の規制の特例等を導入することにより、今まで蓄積してきた技術、人材、インフラ、産業集積等を活用して、石油精製・石油化学産業のコンビナートを高付加価値型の国際競争力のある産業集積地域へと再生を図る。

(石油コンビナート施設のレイアウト規制の緩和、家庭用燃料電池の一般用電気工作物への位置付け等)

- ・5年間の設備投資額約700億円
- ・増加生産額約400億円(平成19年)
- ・雇用創出約300人(平成19年)

6 . 産学連携関係特区

先端医療産業特区【兵庫県神戸市】



国立大学等に関する規制の特例等を導入することにより、ライフサイエンスに関する研究機関及び教育機関の集積等を促進し、神戸医療産業都市構想を加速することにより、バイオ関連産業の振興を図る。

(国立大学教員等の勤務時間内兼業の容認、外国人研究者受入れ促進、国有施設等の廉価使用の拡大等)

- ・バイオベンチャー起業：平成18年までに30社超
- ・雇用創出：1,700人(5年後) 5,400人(10年後) 18,000人(20年後)
- ・生産誘発額：320億円(5年後) 990億円(10年後)
3,300億円(20年後)

7. 生活福祉関係特区

人材ビジネスを活用した雇用創出特区【東京都足立区】



区が提供する施設内において、公共職業安定所と民間職業安定所が共同で職業紹介窓口を設置し、民間の高いカウンセリング能力やスキルアップ能力を活用して、職業紹介サービスをワンストップで実施することにより、区民の雇用機会の拡大を図る。

(官民共同窓口設置による職業紹介事業の実施)

・雇用創出：1千人増

福祉コミュニティ特区【熊本県、熊本県内10市町】



指定通所介護事業所において障害児のデイサービスを実施したり、障害児・者及び高齢者等に対する低廉な移送サービスを実施することなどにより、障害児・者、高齢者、その家族など誰もが、少ないコストで、身近な地域でより多くの福祉サービスを受けられるような地域を目指す。

(指定介護事業所等における障害児等のデイサービスの容認、NPOによるボランティア輸送の有償化)

・デイサービス利用可能者数増：100人程度

・ボランティア輸送利用可能者数増：60人程度

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	今回申請される規制の特例措置
9. 生活福祉関連 (6 特区)						
52	千葉県	千葉県	健康福祉千葉特区	東金市及び印西市の全域	誰もが住み慣れた家庭・地域で安心して生き活きと自立した生活が出来るよう、従来の高齢者・障害者・児童といった対象者別に行ってきた福祉施策から、規制の特例を活かして、「健康福祉千葉方式」と呼ぶ、対象者横断的に1施設で複数のサービス提供を受けられる健康福祉サービスの拡充を図る。	・指定介護事業所等における障害児等のデイサービスの容認
53	東京都	足立区	人材ビジネスを活用した雇用創出特区	足立区の全域	民間の高いカウンセリング能力やスキルアップ能力を活用する観点から、足立区が提供する施設内において、公共職業安定所と民間職業紹介事業者が共同で職業紹介窓口を設置し、職業紹介サービスをワンストップで実施することにより、区民の雇用機会の拡大を図るとともに地域経済の活性化につなげる。	・官民共同窓口設置による職業紹介事業の実施
54	神奈川県	大和市	みんなで進める地域福祉特区	大和市の全域	要介護高齢者など移動制約者のアクセスフリーの実現という地域的課題を、市民と行政による協働事業として解決していこうという、自立的地域づくりを推進していくことにより、民間活力による地域福祉の充実を図る。	・NPOによるボランティア輸送の有償化
55	大阪府	枚方市	福祉移送サービス特区	枚方市の全域	本市においては、福祉施設等を市域の特定の地域に集中させることなく、バランス良く配置しているが、これらの施設を有効に機能させるために、NPOによる福祉移送サービスを拡大し、移送サービスのニーズと供給のミスマッチの解消を図る。	・NPOによるボランティア輸送の有償化
56	岡山県	岡山県	福祉移送特区	岡山県の全域	高齢化の進展に伴い今後増加する移動制約者のための新しい移動支援策として、タクシーではカバーできない部分をボランティア輸送により補完することにより、誰もが自らの意思で自由に行動できるバリアフリー社会の実現を目指す。	・NPOによるボランティア輸送の有償化
57	熊本県	熊本県 宇土市 三角町 不知火町 城南町 富合町 松橋町 小川町 豊野町 中央町 砥用町	福祉コミュニティ特区	宇土市、三角町、不知火町、城南町、富合町、松橋町、小川町、豊野町、中央町及び砥用町の全域	障害児・者、高齢者、その家族など誰もが、少ないコストで、身近な地域でより多くの福祉サービスを受けられるような地域を目指し、指定通所介護事業所において障害児のデイサービスを実施するとともに、障害児・者及び高齢者等に対する低廉な移送サービスを実施することなどにより、地域福祉の充実等を図り、もって当該地域の活性化を図る。	・指定介護事業所等における障害児等のデイサービスの容認 ・NPOによるボランティア輸送の有償化